

栃木県ハング・パラグライダー連盟・団体代表者会 議事録

日時:2023年6月4日(日)13時0分~14時15分

場所:かかしの里会議室

出席者(敬称略):

烏山スカイトリアル:笠井、今中

大平スカイクラブ:黒川、栗原、中村、村松、高橋、篠崎、篠原

みかも山ハング・パラグライダークラブ:須田、堀内、松下(記)

資料:栃木県ハング・パラグライディング連盟(THF)規定(案)

議事:

1. はじめに

篠崎より経緯説明。

- ・県連理事長についてアカイワ荒井さんから引き継ぎの打診があったので、各エリア代表者に打診し了解を得て篠崎が引き受け、JHF事務局に連絡し変更手続きを行った。
- ・今日は、県連の総会としたかったが会員名簿も無く招集が出来ないので、栃木県内にあって連絡が取れる各団体の代表に集まってもらった。アカイワ荒井さんからは欠席の連絡があった。
- ・県連の通帳と印鑑は引き継いだら県連の規定などが無かったので制定して今後の進め方を議論したい。

2. 県連規定案について

松下より県連規定案を説明。

- ・全国の県連規定を調べ福岡県連のスタイルを参考にたたき台を作成した。ポイントは、一般会員から県連会費は徴収せず主にJHF補助金で運営し、本連盟に登録した各種団体(フライヤークラブ、スクール等)の代表者により運営を執り行う点にある。
 - ・会員の定義を、本連盟に登録した各種団体(フライヤークラブ、スクール等)において活動するJHFフライヤー登録の有効者とした。したがって栃木県以外に居住する場合でもJHFに手続きすれば栃木県連会員となる。
 - ・一般会員を集めた総会等の実施規定は省略した。
 - ・栃木県連登録団体としては現状次の4団体である。(あいうえお順)
アカイワパラグライダースクール
大平スカイクラブ
烏山スカイトリアルクラブ
みかも山ハングパラグライダークラブ
- たたき台について出席者で審議し、この内容で承認された。

3. 役員を選出

承認された規定案に基づき次の体制案を作成し各団体へ持ち帰り問題あれば連絡する事とした。

理事長 : 篠崎(大平代表)

副理事長: 金沢(烏山代表)、松下(みかも代表)、黒川(大平代表)

理事 : 荒井(アカイワ代表)、今中(烏山代表)

監事 : 須田(みかも代表)

4. 県連事業について

過去、みかもで一般を対象とする体験会とか烏山でターゲット大会を実施したが県連との連携はなかった。したがって、荒井理事長の時代は、県連としての事業は行われていなかった判断する。出席者で検討した結果、今年度の県連事業として次の2点を実施する事を承認した。

- ・みかも山公園パラグライダー体験会(10月):保険料及びスタッフ弁当代を補助
- ・エリア交流事業:県連登録者が県内エリアを相互訪問した際のビジター料を一回補助

以上

第1条 (名称)

本連盟は名称を栃木県ハング・パラグライディング連盟と称し、略称をTHF とする。

第2条 (所在地)

本連盟の所在地は栃木県内に置く。

第3条 (目的)

本連盟は栃木県内のハング及びパラグライダーフライヤーならびにハング及びパラグライディング関係者の意志を統括代表するスポーツ団体として、栃木県のハング及びパラグライディングの健全な発展と普及を図ることを目的とする。

第4条 (代表機関)

- 1 本連盟は栃木県のハング及びパラグライディングに関する全ての統括意志の代表機関とする。
- 2 本連盟の代表者を社団法人日本ハング・パラグライディング連盟 (以下JHF) の正会員として派遣する。

第5条 (事業)

本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 栃木県内のハング・パラグライディングの普及及び振興
- 2 栃木県内のエリア管理指導及び諸規定の制定
- 3 各種催事の主催、共催、及び後援
- 4 栃木県内行政当局との連絡、調整
- 5 JHF各委員会への委員派遣
- 6 JHF事業への参加、協力
- 7 その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第6条 (会員)

本連盟の会員は次の通りとする。

- 1 普通会員: 本連盟に登録した各種団体 (フライヤークラブ、スクール等) において、ハングまたはパラグライディング活動を行うJHFフライヤー登録の有効者

第7条 (会計)

- 1 本連盟の運営費は、JHFの補助金及び、県連諸事業による収入等をもって充てる。
- 2 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 (運営及び役員)

- 1 本連盟の運営は、本連盟に登録した各種団体 (フライヤークラブ、スクール等) の代表者 (複数可) により執り行なわれるものとする。
- 2 本連盟に次の役員を置く。
理事長 1名
副理事長 3名以下
理事 若干名
監事 1名
- 3 理事長、監事等役員の選出は団体代表者会にて定める。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

第9条 (役員 の 職務)

- 1 理事長は本連盟の運営を代表し統括する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときは代行する。
- 3 理事は本連盟の運営を行う。
- 4 監事は本連盟の運営及び財産の監査を行う。

栃木県ハング・パラグライディング連盟登録団体 (あいうえお順)

アカイワパラグライダースクール
大平スカイクラブ
烏山スカイトライアルクラブ
みかも山ハングパラグライダークラブ
